第２項　端数の処理
割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第３項　特別清算開始決定日以後の利息及び遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
第４項　弁済及び免除
１　按分弁済と残額の免除
清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、第３項による免除を受けた後の協定債権の債権額を基準債権額として、金905万4668円を、基準債権額により按分した金額を弁済し、弁済時に協定債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
２　追加弁済
⑴　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除してなお残額が存する場合は、協定債権者に対し、当該残額を基準債権額で按分して支払う。
⑵　⑴による弁済を行った場合は、１に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として、１に基づく弁済時に遡って効力を失う。

千葉地方裁判所館山支部

監督命令

平成２６年（再）第２号
長崎県大村市木場２丁目578番地７
再生債務者　有限会社竹松運輸
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　長崎県長崎市万才町６番35号　三井生命長崎ビル５階　弁護士　金子　寛道
平成26年４月24日　長崎地方裁判所民事部

書面による決議に付する決定

平成２５年（再）第１号
長野県佐久市長土呂１番８
再生債務者　マルマンフジヤ酒販株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成26年３月25日付け再生債務者提出の再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月16日まで
平成26年４月25日　長野地方裁判所佐久支部

再生計画認可

平成２５年（再）第１号
鹿児島県鹿児島市谷山港１丁目16番地
再生債務者　共同組海運株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年４月25日
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生手続終結

平成２２年（再）第１号
鳥取県倉吉市中河原555番地
再生債務者　中井酒造株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年４月24日　鳥取地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第３２号
さいたま市西区大字指扇551番地52
再生債務者　三上　剛
１　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年５月16日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月30日から平成26年６月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第２４号
埼玉県川越市三久保町５番地１　キャッスルマンション川越Ｃ号館305号室
再生債務者　川瀬　崇弘
１　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年５月16日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月30日から平成26年６月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第２５号
埼玉県所沢市並木２―２―１―409
再生債務者　荻原　昌也
１　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年５月16日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月30日から平成26年６月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第５１号
愛知県春日井市不二町３丁目４番地１　コウジィーコートＢ105号
再生債務者　中山　忍
１　決定年月日時　平成26年４月25日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年５月16日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月23日から平成26年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第３２１号
福岡県糸島市二丈田中183番地６
再生債務者　南　利治
１　決定年月日時　平成26年４月21日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年５月19日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月26日から平成26年６月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第７５号
福岡県糟屋郡志免町東公園台２丁目15番35号
再生債務者　近藤　敏
１　決定年月日時　平成26年４月21日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年５月19日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月26日から平成26年６月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第６５号
福岡市西区横浜１丁目25番７号
再生債務者　石川　英子
１　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年５月21日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月28日から平成26年６月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第７７号
福岡市中央区西公園４番46―501号
再生債務者　赤司　英紀
１　決定年月日時　平成26年４月23日午後３時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年５月21日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月28日から平成26年６月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第８１号
福岡市東区香住ヶ丘６丁目５番11号
再生債務者　高井良哲也
１　決定年月日時　平成26年４月23日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年５月21日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月28日から平成26年６月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第８号
北海道帯広市西24条南１丁目40番地21　ブリッジ４―Ｄ
再生債務者　松島　直樹
１　決定年月日時　平成26年４月28日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年５月22日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月２日から平成26年６月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部再生係